令和元年9月羽島市教育委員会定例会会議録

○日 時 令和元年9月26日(木曜日)午後1時30分から午後2時45分まで

○場 所 羽島市教育センター2階 研修室

○議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 報第18号 令和元年度準要保護児童生徒の追加認定の報告に

ついて

日程第 3 報第19号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について

日程第 4 議第48号 羽島市立学校防犯カメラ設置要綱について

日程第 5 議第49号 羽島市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則に

ついて

日程第 6 その他

1 各課の事業進捗状況

○出席者

教	育	長	森		嘉	長
教	育 委	員	今井	‡田	眞千	子
教	育 委	員	黒	田		淳
教	育 委	員	今	枝		甫
教	育 委	員	向	井	ゆか	り

○説明のために出席した者

事務局長	不	破	康	彦
教育総務課長	小	Ш	隆	正
学校教育課長	横	Щ	政	司
生涯学習課長	酒	井		茂
スポーツ推進課長	箕	浦	勝	博
図書館長	安	田	圭	祐
北部学校給食センター所長	竹	内	弘	明
兼南部学校給食センター所長				

【午後1時30分 開会】

△開会

◎教育長 皆様、今日は。

夏休み明けから、1ヶ月を経過しました。

多くの学校で運動会や体育祭が、保護者や地域の方々の参観のもと、子ども達の真剣な眼差しや笑顔や感動にあふれ、成功裡に開催されました。

また、夏休み明けは1年で最も、児童生徒が精神的に大変不安定になる傾向があり、心配されましたが、学校と教育委員会が連携し、配慮や支援が必要な子どもに対応しています。

羽島市議会9月定例会は、9月25日に閉会しましたが、教育委員さんの人事 案件が議案として提出・議決され、向井委員さんの後任としまして、春日民奈さ んにお願いすることになりました。

春日さんは竹鼻小学校・竹鼻中学校の保護者であられ、国が示す保護者代表の 教育委員をお務めいただくことになります。

議会一般質問では、12名の登壇者のうち8名の議員から教育委員会所管事項について質問をいただきました。

主な質問内容としては、東京オリンピック・パラリンピック、ねんりんピック 岐阜、学校給食、図書バリアフリー、教職員の働き方改革、若年妊娠、防災教育、 子どもの安心安全を守る情報連携、主権者教育、幼児教育の無償化、コミュニティスクール、文化財の保護・管理などについてです。

9月21日には、3年目になります羽島市の事業仕分けが実施されました。 仕分けの対象は3事業ですが、そのうち2事業が教育委員会所管の「トレーニング運営事業」および「放課後子ども教室推進事業」についてでした。

仕分けの結果は、それぞれ「抜本的見直し」と「現行どおり・拡充」の判断を いただきました。

それでは、議事に入ります。

◎教育長 本日は、教育長ならびに4名の委員の方が出席しており、会議は成立いたします。

本日の議題は、報告案件が2件、議案が2件となっています。

- △日程第1 会議録署名委員の指名
- ◎教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、 向井委員さんにお願いいたします。
- △日程第2 報第18号 令和元年度準要保護児童生徒の追加認定の報告につい て
- ◎教育長 次に、日程第2 報第18号 令和元年度準要保護児童生徒の追加認定の報告についてを議題といたします。この案件につきましては、個人情報でありますことから、秘密会で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(関係者以外退席)

◎教育長 事務局から説明を願います。

(内容等を説明報告する。)

◎教育長 ここで秘密会を解きます。

(関係者以外入席)

- △日程第3 報第19号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について
- **◎教育長** 次に、日程第3 報第19号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告に ついてを議題といたします。順に説明願います。
- ◎学校教育課長 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。 (教育フォーラム 2020)
- ◎生涯学習課長 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。 (家事家計講習会)

(モラロジー生涯学習セミナー)

(羽島市音楽芸術協会第19回クリスマスコンサート)

(スコーレ家庭教育セミナー)

(Fiore * Concerto&ぎふ児童合唱団 AutumnConcerto2019)

◎スポーツ推進課長 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。

(木曽三川流域第23回学童交流軟式野球大会) (第23回羽島市空手道競技大会)

- **◎教育長** 何かご質問はありますか。
- ◎今枝委員 木曽三川流域学童交流軟式野球大会は、羽島市以外の自治体の後援はないんですか。
- **◎教育長** 参加するチームは他の自治体も多いので、主催者に確認すると良いかも しれません。
- ◎向井委員 羽島市空手道競技大会は、桑原学園後期課程体育館で行われますが、 以前利用した際に、蝿が大量に発生していて、子供達が集中できませんでした。 何とかならないでしょうか。

◎教育長 関係部署に情報提供をしたいと思います。

△日程第4 議第48号 羽島市立学校防犯カメラ設置要綱について

- ◎教育長 次に、議第48号 羽島市立学校防犯カメラ設置要綱についてを議題といたします。事務局から説明を願います。
- ◎教育総務課長 防犯カメラにつきましては、9月市議会の全協報告において、羽島市の防犯カメラ設置及び運用に関する基本方針が報告され、市全体の防犯カメラのあり方が示された状況です。

教育委員会においても寄附による市立学校への防犯カメラの設置が、10月以降に予定されていることから要綱の制定を行うものです。

順に説明をさせていただきます。

第1条では、防犯カメラの目的を児童・生徒の安全確保のためとしています。

第3条では、各学校の運用責任者を学校長をもって充てるとしています。

第4条では、運用責任者は、運用担当者を指定するとしていますが、教頭もし くは教務主任の先生を想定しています。

第5条では、効果的な設置場所を選定し、必要最小限の台数とすることとし、 標識により、作動している旨を表示しなければならないとしています。

第6条では、知り得た情報を第三者に提供しないとしています。

第7条では、機器を定期的に点検し、修理・修繕を行うこととしています。

第8条では、画像データは、運用責任者及び運用担当者に限り取り扱うことができ、個人情報保護条例に基づき取り扱うこととされています。

第9条では、画像データを外部に持ち出しできない措置を講じ、外部への漏えいを防止するために措置を講じなければならないとされています。

第10条では、画像データの保存期間は、30日以内としています。

第11条では、保存期間を経過した画像データは速やかに消去することとしています。

第12条では、画像データの加工禁止と個人情報保護条例の規定に基づくデータ提供は教育委員会の所掌であるとされています。

第13条では、画像データの目的外利用と提供の禁止が規定されています。

第14条では、苦情処理が規定され、第15条では、この要綱に定めるものの ほか、必要な事項は教育長が別に定めるとされています。

以上、要綱の制定について、ご審議のほど、お願いいたします。

- ◎教育長 ご意見等ございますか。
- ◎今枝委員 画像データの保存期間が、30日以内とされていますが、どのような 処理をされますか。

- ◎教育総務課長 3週間で、データが上書きされる仕様になっています。
- ◎今枝委員 画像データを随時チェックするわけではないんですかね。
- ◎教育総務課長 何か問題が起きた際に確認をします。
- ◎向井委員 具体的なカメラの数は何台ですか。
- ◎教育総務課長 各校4台です。
- ◎教育長 防犯カメラを設置することによって、抑止効果があることも知らせない といけません。
- ◎教育長 他にご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、議第48号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

- ◎教育長 ご異議なしと認め、議第48号は原案のとおり可決することといたします。
- △日程第5 議第49号 羽島市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
- ◎教育長 次に、議第49号 羽島市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局から説明を願います。
- ◎学校教育課長 それでは、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、保育料の無償化に伴ない条例が改正され規則の改正も 必要になったものでございます。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、議第49号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

- ◎教育長 ご異議なしと認め、議第49号は原案のとおり可決することといたします。
- △日程第6 その他 各課の事業進捗状況について
- ◎教育長 次に、日程第6 各課の事業進捗状況についてを議題といたします。事務局より順次説明を願います。
- ◎教育総務課長 足近小学校・小熊小学校・福寿小学校・中島小学校及び中島中学校のトイレ改修工事については、工事が完了し、9月中には完了検査を終える予定です。

羽島市教育大綱につきましては、総合教育会議での審議を経て、修正し今後、進めていく予定です。

教育総務課からのご報告は以上となります、よろしくお願いいたします。

◎学校教育課長 学校教育課から報告させていただきます。

この期間中の、いじめの認知件数は、小学生で3件の報告がありました。

1学期に不登校で30日以上欠席した児童生徒数は、昨年度から10人減少しました。

要因としては、スクールソーシャルワーカーの訪問の効果と相談室の充実が挙げられます。

一方小学校では、全欠の児童が増加しており、保護者への働きかけを粘り強く 続けていますが、要因の一つに学力の不振があるため、学力支援の充実も図って おります。

この期間の児童生徒の交通事故については4件、学校事故は4件ありました。 不審者情報については、9月に入って5件ありますが、いずれも撮影に関する 案件で、心配をしています。

学校教育課からは、以上でございます。

- **◎生涯学習課長** 9月7日に市民音楽祭詩吟の部、9月15日に市民観月会が行われました。
 - 10月5日にPTAの定期大会が行われます。

秋に入り、文化関係の行事はたくさん予定されていますが、10月19日に行われる健幸フェスティバルは今年からの参加で、イタセンパラの啓発活動を行います。

生涯学習課からは、以上です。

- ◎スポーツ推進課長 9月7・8日に、全日本学生テコンドー選手権大会が開催され、約100人の選手が熱戦を繰り広げられました。
 以上でございます。
- ◎給食センター所長 旧北部学校給食センター解体工事の入札が行われ、9月19日から令和2年2月25日までの工期で北村組有限会社が受注されました。

また、給食費の未納についての対応ですが、7月に文部科学省が発行したガイドラインを参考に今後検討し、市が主体で進めてまいりますが、学校への側面的な協力依頼についても検討し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎事務局長 事業仕分けの対象となった事業については、今後この結果を踏まえて、 内容を検討し、新年度予算に取り組んで行きたいと考えております。 以上でございます。

△閉会

◎教育長 以上をもちまして、令和元年9月定例教育委員会を閉会いたします。 次回の定例会は、10月24日午後1時00分から、羽島市北部学校給食センター2階会議研修室で行いますので、よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

【午後2時45分 閉会】

会議の大要を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 森 嘉長

委員 向井 ゆかり